

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本的な考え方

基本理念(「いじめ防止対策推進法」第3条より)

- ① いじめ防止などの対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条関係)

学校及び学校職員は、基本理念に則り、在籍する児童の保護者・地域住民・児童相談所・その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織(いじめ防止対策推進法第22条関係)

- (1) 名称：「西中音更小学校いじめ対策委員会」
- (2) 構成：西中音更小学校教職員、学校運営協議会委員、PTA三役
- (3) 組織運営
 - ・ 学期毎の「学級経営交流会・児童理解交流会」を、実態把握やいじめ防止対策を協議する場とし、定期外にも必要に応じて開催するものとする。また、必要に応じて学校運営協議会委員・PTA三役の出席を要請する。
 - ・ 年度の始めに、管理職・指導部・学校運営協議会委員・PTA三役で組織運営方針を確認する。詳細については、学級経営交流会・児童理解交流会で検討する。

4 いじめの早期発見と未然防止の取組(いじめ防止対策推進法第16条関係)

- (1) いじめアンケートの実施
早期発見のためのいじめアンケート(町いじめアンケート)を実施する。
- (2) 教育相談体制の整備充実
いじめアンケート実施後、いじめ対策委員会(校内)を開き回答状況を確認し、いじめの有無について職員全体で確認する。状況に応じて、情報分析や対応策について協議し、担任や養護教諭との教育相談を実施し、必要に応じてスクールカウンセラー、心の教室相談員及び学校教育相談員、警察と適切に連携を図る。
- (3) いじめ問題に関する基本的認識
いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」「いじめは決して許されない行為である」という強い自覚をもって対処する。また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、その背景や被害性に着目した上で、全教職員が「いじめ見逃しゼロ」という意識で、いじめを看過したり、軽視することなく、積極的にいじめを認知する。
- (4) 児童観察による情報収集と情報共有
全ての教職員が情報の収集と共有を心がけ、異常や兆候が考えられる言動を発見した際には速やかに教頭に報告する。また、必要に応じて家庭訪問などを実施し、保護者からの情報収集にも努める。
- (5) 児童主体によるいじめ防止の指導
全校的ないじめ防止の取組について、児童の主体的な取組となるよう、積極的に促す指導を展開する。
- (6) アンケートの積極的な活用
ハイパーQU、道及び町のいじめアンケートを活用して、児童の人間関係の変化や、いじめの兆候を客観的にとらえる。

5 いじめ発見後の適切で迅速な対応(いじめ防止対策推進法第23条関係)

- (1) 事実確認と報告・相談の流れをスムーズに行う。
 - ・事実確認後、速やかに解決に向けた指導方針の策定に向けて相談する。
 - ・いじめられた児童や保護者の立場に立った対応を心がける。
 - ・上と並行して音更町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 組織的でスピード感のある対応をする。
 - ・情報収集、整理、分析、記録等を適宜分担する。
 - ・対応策の検討を進める。
 - ・教職員の解決に向けた指導方針の調整と保護者へ説明する。
- (3) 適切で継続的な指導により確実な解決を目指す。
 - ・被害児童への面談
 - ・加害児童への指導
 - ・事実を認識していた児童への指導
 - ・いじめを知らせてきた児童の安全確保
 - ・被害・加害児童の保護者への説明と協力依頼
 - ・教育相談体制の確認と活用
 - ・望ましい人間関係づくりを目指した指導の継続
- (4) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校の姿勢・方針を明確に伝える。
- (5) 個人情報保護と公平公正な情報の管理に努める。

重大事態の疑いがある場合は、迅速に調査を開始し、音更町教育委員会及び警察等の関係機関と連携して対応にあたる。また、報道機関などへの対応は校長に一元化し、個人情報保護法を遵守しながら、誠意ある公平公正な対応を心がける。

6 いじめ防止のための研修の充実(いじめ防止対策推進法第15・18条関係)

- (1) いじめの早期発見・未然防止、発見時の対処方法の習得を目的とした研修を行う。
- (2) 児童理解・いじめの対処法のために、外部との連携をより重視した研修の充実発展を図る。

7 全領域(活動)における連携(いじめ防止対策推進法第15条関係)

学校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動などの充実を図る。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組については、迅速な対応が求められることから、臨時の「学級経営交流会・児童理解交流会」を開催し、短期間での見直し検証を確実に行う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針は、策定後、速やかに公開すると共に、必要に応じて対応状況などについて説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

10 いじめ対策年間計画

- 4月 学級指導～望ましい人間関係
- 5月 「いじめ対応」について、全校参観日での説明
- 6月 いじめアンケート、ハイパーQUアンケート
- 7月 学級経営交流会・児童理解交流会(定期)、学校運営協議会
- 11月 いじめアンケート、学校評価アンケート、ハイパーQUアンケート
- 12月 学級経営交流会・児童理解交流会(定期)、学校運営協議会
- 2月 学校評価アンケートの分析
- 3月 学級経営交流会・児童理解交流会(定期)、学校運営協議会

(令和6年4月見直し)